

# 新科目「公共」をどのように展開するのか

立命館高等学校 非常勤講師  
堀 一人

## 1. 新科目「公共」に何が求められているのか

2022年から新しい学習指導要領に基づいたカリキュラムが実施され、公民科では新科目「公共」が必修科目となる。この「公共」の授業では、今まで取り組まれてきた「現代社会」の実践の上に、新しく提示された目標や視点を取り入れた新たな授業実践が求められている。本稿では「公共」の学習指導要領とその解説に示された用語に留意しながら、どのような授業が展開できるのかを考えてみたい。

### A 公共の扉

- (1) 公共的な空間を作る私たち
- (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方
- (3) 公共的な空間における基本的原理

### B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

- ア(法) イ(政治) ウ(経済)  
エ(諸資料から情報を収集し読み取りまとめる技能)

### C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

#### ▲「公共」の構成と内容

## 2. 「A 公共の扉」―「私」の位置づけと公共的空間における基本的原理

①公共的空間 「公共」では、個人について、公共的な空間を作り出していこうとする主体であると規定している。公共的空間とは、家族を出発点として、生活空間から地域社会、政治・経済的な活動空間、そして国家や国際社会へと同心円状に広がっていくものであり、歴史的なあり方から未来の社会も含むものであるといえる。つまり「公共」では、「個人」と「社会」、「公」と「私」、「市場」と「政府」といった二元論的な枠組みではなく、その二つをつなぐ「コミュニティ(共)」を意識することが求められているといえるだろう。

また、個人について、自己を理解し自立して世界観・人生観を形成していくと同時に、社会参加し、

他者とともにある公共的な空間を形成しその中で生きる存在であるとしている。その意味で、個人の成長=キャリア形成が、社会の形成と不可分に結びついていると理解させることが求められている。

「公共」の授業の導入では、公共的空間の広がり意識して、身近な空間で自己と他者・集団との関係を考えさせる事例を設定し、授業の進展に応じて、その世界が広がっていくことを意識させる必要がある。

例えば、クラスの行事やクラブ活動での自分の行動を他者との関わりの中で考えさせる事例や、地域の祭礼や行事に参加する場面を設定しその意味を考えさせる事例などが考えられる。

②選択・判断の手掛かり 「公共的な空間における人間としての在り方生き方」の項目では、課題を追究する活動を行う際に身につける知識・技能として、「行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方」と「行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方」をあげている。

この二つの立場は、西欧の哲学・倫理学において議論が重ねられてきた二つの立場―Aベンサム功利主義のような結果としての社会的な正義の実現を重視する立場、Bカントの義務論や現代のルールに見られる先験的なあるべき正義を重視する立場、である。

例えば、ベンサムとカントの著作から、それぞれの主張を選び読ませ、前者では救急医療や災害医療の場面での「トリアージ」、後者では「ボランティア」などの具体例を用いて、彼らの考え方が現代のどのような場面で典型的に取り入れられているかを説明したい。

さらに、これらの考え方と自己の行動とを結びつけて考えることができるように、思考実験として、サンデルが『これからの「正義」の話しよう』で用いた暴走する路面電車の例を示してもよいだろう。

また、アマルティア=センが『正義のアイデア』で展開した次の事例をあげ、どのような正義の原理によって解決に導くかを生徒間で議論させてもよい。

## ■事例

一本の笛をめぐって言い争っている三人の子どがいいます。アンは楽器を弾くのが得意で、三人のなかで唯一笛を吹くことができます。その腕前は確かで、彼女の吹く笛の音が一番美しい、と他の二人もそれを認めています。ボブは貧乏で、三人のなかで唯一おもちゃを買い与えられていません。笛を与えられて一番喜ぶのは、きっと彼だろうと他の二人もそれは認めています。カーラは手先が器用で、三人のなかで唯一笛を作ることができます。その笛を作ったのも彼女で、実際それには何ヶ月もかかったことを他の二人も認めています。このようなとき、笛は誰にあげるべきでしょうか。

ただし、このような議論を行うとき、自己の意見を一方的に言うのではなく、また他者の意見への批判に終始するのではなく、ベンサムやロールズの主張に基づき、出された意見を検討しながら自分自身の思考を深めていこうとする、哲学対話のようなあり方として位置づければよいだろう。

③公共的な空間における基本的原理 学習指導要領では、公共的な空間における基本的原理として、「人間の尊厳と平等」「個人の尊重」「民主主義」「法の支配」「自由・権利と責任・義務」をあげている。

これらは日本国憲法の基本原理でもあり、政治・経済・社会のある場面で決定を行う際に基づくべき基本原則・普遍的な原理であるので、学習指導要領はこれらに関する理解を求めているのである。

そのため、単にこのような原理を説明するだけでなく、思考実験など観念的な枠組みを用いて多面的・多角的に考察し表現することが求められている。

例えば、「民主主義」「自由・権利と責任・義務」に関しては、次のような主張を示して、民主主義についてどう考えればよいか、また自らの自由や権利についての主張とその責任の問題などについて、基本的原理を確認しながら考察し、多角的に議論させたい。なお、次の【主張1】は民主主義について、【主張2】は国家と個人の関係についてである。

■【主張1】現在の日本において、選挙の投票率やインターネットの発言をみると、多くの人々は政治的に無関心であり、一方で他者には不寛容なのがわかります。政治の安定と効率的運営のためには、政治への大衆参加は危険であり、民衆は高い能力を持った政治家を選び、その政治家に政治の運用を任せてしまう方がよいと思います。

■【主張2】社会において最も大切にすべきことは個人の自由や権利を守ることです。国家はそのためにあるとあってよいです。だから、国家が公共の福祉の名の下に強制的に課税し、所得を再配分することは、権力による個人の権利の侵害であり、正義に反するといえます。

④指導のねらいを明確にする 「A 公共の扉」(2)の内容の取扱いでは、「指導のねらいを明確にした上で、環境保護、生命倫理などの課題を扱うこと」とある。

例えば「環境問題」について、ハーディンの「共有地の悲劇」の例を用いて、「自由・権利と責任・義務」について考察した後に、現在の地球温暖化問題への取り組み方について議論させることが考えられる。このとき、どのような原理をどういう場面で考えさせるのかはっきりさせることが「指導のねらいを明確に」することの意味である。

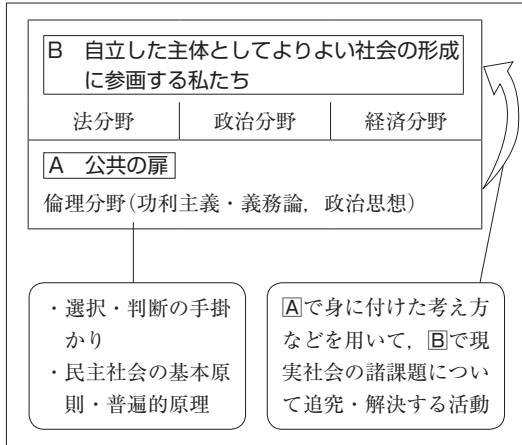
また、「生命倫理」において「遺伝子操作」の問題を扱う場合、「遺伝子操作」についての知識を教えるだけでなく、「遺伝子治療・遺伝子操作はどこまで許されるか」という問いを立て、「正義」の観点というねらいから「なぜ生殖細胞への遺伝子操作は認められないのか」といった問いを、政府の答申や学術会議の意見などの資料に基づいて議論する活動が考えられる。

これはまた、議論に際して、さまざまな情報を正しく収集・活用し、「自分と他者の双方の視点を行き来しながら」課題をとらえることが求められているといえる。このような活動を通じて身につけた知識や技能を活用し、具体的な場面でどのように社会の形成に参画していくか考えていくことが求められている。

### 3. 「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」

○法的主体・政治的主体・経済的主体として

この項目では現実の社会生活にみられる具体的な主題を設定し、「A 公共の扉」で身につけた考え方や基本的原理などを活用しつつ、主題について協働して調べ、考え、追究する中で、法、政治、経済の活動で必要な知識理解を進め、思考力、判断力、表現力を育てようとするものである。



▲内容Aと内容Bの関係(イメージ)

知識理解の内容として、次の三つの分野があげられている。「法的主体」として必要な内容—「法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任」など、「政治的主体」として必要な内容—「政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権」など、「経済的主体」として必要な内容—「職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割」などである。

さらに、「必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能」を身につけることが求められており、これは「情報主体」としての技能である。

扱う事項について、学習の順序ではなく生徒の理解のしやすさに応じて扱うことを求めているので、横断的な内容を含み、生徒が資料を収集し分析する活動ができるような、具体的な主題を設定することが求められている。

例えば、学習指導要領解説では、「少子高齢社会における財政の在り方」を主題に、「財政赤字が常態化する中で、高齢者や通学の高校生が利用する民間の赤字バス路線を存続させるために公的資金を導入すべきか」という問いを、グループ活動などによって考えさせる事例をあげている。

そこで本稿では、学習指導要領解説の「主として法に関わる事項」において、「法や規範の意義及び役割」を主題に、多様性という観点を意識して、次のような授業案を考えた。

#### ■同性間の婚姻を法的に認めるべきかを考える

##### 1. この問題の状況・背景について

- ①日本国憲法における婚姻についての規定
- ②現行民法における婚姻についての規定
- ③同性間の婚姻を求める主張をめぐる経緯
- ④東京都渋谷区の「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の内容と制定の経緯
- ⑤同性婚をめぐるアメリカ連邦最高裁判所の判決などについて、グループでウェブサイトなどを利用して情報収集する。

##### 2. 同性間の婚姻を法的に認めるべきかどうかについてのグループでの議論

「A 公共の扉」で学んだ、功利主義の考え方や、人間の自由と権利に関わる原理、文化の多様性を認めるという立場などの考え方や原理が、自分の意見の根拠となっているのかを示すことを指示する。

##### 3. 「国家による婚姻の法的な制度化は必要か」について考えさせる

- ①家族内部の事柄は「私事」であるが、夫婦・親子・相続などを規定する家族法は、国家の仕組みを規定する重要な要素であり、国のかたちを示す「公事」に属するという意見を紹介。
- ②個人の精神的・政治的自由も、経済的自由や財産権とともに最大限に尊重すべきとするリバタリアニズムの主張を説明。国家は個人の生き方について中立的であるべきであって、婚姻は私事であり「婚姻という制度を法的には廃止すべき」という主張になることを説明。
- ③二つの対立する意見についてどう考えるか、グループで議論させることを通じて、国家と法との関係、法や規範の意味について考えさせる。

#### 4. 「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」

①自立した主体 「公共」のまとめとなる項目であり、それまでに学んだ考え方や基本的原理をもとに、現実の課題を自ら選択し、その解決のために他者と協働しながら探究する活動を行うことが求められている。そこでは次のような展開が求められている。

- ①生徒自らが課題を設定する
- ②情報の収集・読み取り・分析を行う
- ③課題解決のために協働して取り組む
- ④自分の考えを説明、論述する

「公共」の目的は、個人が地域や国家・社会、国際社会を作っていく自立した主体になることであるので、この項目での学習活動は、生徒中心のもでなければならない。

②**持続可能な社会** 「持続可能」という観点は、現行の学習指導要領でも全科目に渡って通底していたが、人間と社会の関係を扱う科目である「公共」の指導においては、この観点がより重視されなければならないだろう。よってこの項目では、**持続可能な社会づくり**という表現で、地域社会や国際社会の問題を考える場合に「持続可能」という観点を持たなければならないとされているのである。

③**実践例** 学習指導要領解説では、探究活動の例として「少子高齢化に伴う人口減少問題」を扱った事例を提示している。この例では、Ⅰ課題の設定、Ⅱ情報の収集と読み取り・分析、Ⅲ課題の探究、Ⅳ自分の考えの説明、論述の四つの活動を設定しているが、中心になるのはⅢの活動である。ここでは、「A 公共の扉」で学んだ考え方・基本的原理をもとに、法、政治、経済などに関連させ、各領域を横断して考えることを求めている。

またこの項目では、次のような地域の課題に着目した活動例も考えられる。

<p><b>■NPO法人や社会的企業を設立してみよう</b></p> <p>Ⅰ 各グループで、自分たちが住む地域で困っている問題や住民の間でのニーズを出し合う</p> <p>Ⅱ 一つの問題・課題を選び、ペアを作って、それらに関する現状についての客観的なデータを収集する</p> <p>Ⅲ 問題・課題を解決するためNPO法人や社会的企業を設立する場合、どのような趣旨・組織を持つべきか考える(NPO法人・社会的企業に関する資料を用意)</p> <p>Ⅳ NPO法人・社会的企業について、その構成、資金、運営規約、活動内容について細かく検討する</p> <p>Ⅴ 各グループに戻り、その組織について説明する。グループ内で最もよい案をもとにさらに構想を検討する</p> <p>Ⅵ クラス全体で発表し、意見を交換・評価し合う</p>
--

**5. 授業における手法・活動、評価について**

①**手法・活動** 「公共」では、授業における手法や活動にも新たな視点が示されている。学習指導要領では、対話的な学び、他者との協働、合意形成のための議論と表現に加えて、思考実験や情報の活用について示されており、生徒自身が多様な情報にふれてそれを主体的に選び取り、思考を深め、他者との対話・議論を通じて解決策を見出していくためのさまざまな手法や活動を設定することを要請している。学習指導要領にある手法や活動を、主にどのような場面で設定するかを考えると次のようになる。

	用いられる手法・活動
A 公共の扉	原典資料の読み取り 思考実験(例示した資料に基づく) ペアあるいはグループによる対話ゲーム
B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち	情報収集 グループによる協働作業 模擬裁判や模擬請願など 外部専門機関の活用
C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち	ペア・グループによる議論 情報・資料収集 レポートの作成 プレゼンテーション

②**評価** 評価について、定期試験のみでは評価しきれない部分が多い。特に「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」では、レポートの作成、グループ内での討論、プレゼンテーションといったパフォーマンス課題を設定し、その趣旨や目標を生徒と共有した上で、評価を行うことが求められる。ここでは、生徒のプレゼンテーションの内容と発表の質を相互評価するためのルーブリックの例をあげる。

評価項目	①報告そのものの質はどうか?	②報告はよく伝わるものでしたか?
4点	報告者の主張は説得力があり、よく理解できるものだった	趣旨が伝わることはもちろん、声や目線もしっかりしていた
3点	報告者が何を主張したいのか、意図や内容は理解できた	何を伝えたいのかはわかったが、声や目線が不十分であった
2点 (未滿なら1点)	報告者の主張の意図や内容が不十分と感じられた	何を伝えたいのか不明瞭であり、声も目線も不十分であった

このようなルーブリックによる採点と、内容についてのコメントを生徒に記入させ、評価に反映させることも考えられる。また、そのとき授業の担当者間で、カリキュラムを作成する際に、どのような点を重視するのかを話し合い、どのような評価方法を用いるかを決めておく必要があるだろう。